

4 新旧対照表

(1) 呉市税条例（第1条の規定による改正部分）

改正前	改正後
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第27条 (略)	第27条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第30条の2第1項の申告書</u>（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された<u>第30条の3第1項の確定申告書を含む。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>（<u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。</u>以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第30条の2第1項の規定による申告書 (2) 第30条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
5 (略)	5 (略)
<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第30条の2第1項の申告書</u>（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された<u>第30条の3第1項の確定申告書を含む。</u>）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>（<u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。</u>以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を</u></p>

	<p>勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第30条の2第1項の規定による申告書 (2) 第30条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第28条の8 所得割の納税義務者が、第27条第4項の申告書 _____ に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書 _____ に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第28条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第28条の8 所得割の納税義務者が、第27条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款 _____ の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第28条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には _____、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同</p>

条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする_____。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については_____

、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を

条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には_____, 当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を

む。以下この項及び第35条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第35条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第35条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第35条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第35条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)
第33条の9 法人の市民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第

む。以下この項及び第35条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第35条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第35条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第35条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第35条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)
第33条の9 法人の市民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、 、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第

321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする_____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出_____があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項_____, 第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については_____、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る_____市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日

321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする_____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつた_____ときに限る。）は、当該増額更正_____により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正_____の通知をした日

（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法

	<p>人税に係る更正若しくは決定がされたこと による更正に係るものにあつては、当該修正 申告書を提出した日又は国の税務官署が更 正若しくは決定の通知をした日) までの期間</p>
<p>(固定資産税の課税標準) 第42条 (略) 2～7 (略) 8 法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u>の規定の適用を受ける固定資産 に対して課する固定資産税の課税標準は、前各 項の規定にかかわらず、法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u>に定める 額とする。 9・10 (略)</p>	<p>(固定資産税の課税標準) 第42条 (略) 2～7 (略) 8 法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5</u>までの規定の適用を受ける固定資産 に対して課する固定資産税の課税標準は、前各 項の規定にかかわらず、法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5</u>まで に定める 額とする。 9・10 (略)</p>
<p>(施行規則第15条の3第2項 _____ の規定による補正方 法の申出) 第43条の2 施行規則第15条の3第2項 _____ の規定による 補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所 有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号 に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出 して行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分 所有者の家屋の<u>区分所有者全員の共有に属 する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関 する法律第14条第1項から第3項までの規 定による割合 (4) (略) 2 (略) (法第352条の2第5項及び第6項の規定による 固定資産税額の<u>あん分</u>の申出) 第43条の3 法第352条の2第5項の規定による 同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同 項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる 要件に該当しないものに係る固定資産税額の <u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税 義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲 げる事項を記載した申出書を市長に提出して 行わなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分</u> する場合に用いられる割合に準じて定めた</p>	<p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の 3の2第4項及び第5項の規定による補正方 法の申出) 第43条の2 施行規則第15条の3第3項並びに 第15条の3の2第4項及び第5項の規定による 補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所 有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号 に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出 して行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分 所有者の家屋_____ に係る建物の区分所有等に関 する法律第14条第1項から第3項までの規 定による割合 (4) (略) 2 (略) (法第352条の2第5項及び第6項の規定による 固定資産税額の<u>按分</u>の申出) 第43条の3 法第352条の2第5項の規定による 同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同 項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる 要件に該当しないものに係る固定資産税額の <u>あん</u> <u>按分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税 義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲 げる事項を記載した申出書を市長に提出して 行わなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分</u> する場合に用いられる割合に準じて定めた</p>

割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第57条において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第57条において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第57条において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第57条において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____

_____）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」

割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第57条において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第57条において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第57条において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第57条において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3

の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第57条において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第57条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」

とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(4) (略)

(高齢者向け優良賃貸住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の2 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(4) (略)

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に係る防災施設建築物に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の3 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(4) (略)

(高齢者向け優良賃貸住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の2 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(4) (略)

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に係る防災施設建築物に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の3 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)
(既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(6) (略)
(高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(3) (略)
(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5) (略)
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(1) (略)
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)
(既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(6) (略)
(高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(3) (略)
(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5) (略)
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅_に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい

<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>て、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第53条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第53条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第57条 法第349条の3の3第1項(同条第2項</p>	<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第57条 法第349条の3の3第1項(同条第2項</p>

において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____

_____）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分_____

_____）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第7条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第30条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細

において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第7条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第30条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細

<p>に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(読替規定) 第9条 法附則第15条、<u>第15条の2又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は<u>第349条の5</u>」とあるのは、「若しくは<u>第349条の5</u>又は法附則第15条、<u>第15条の2若しくは第15条の3</u>」とする。</p>	<p>(読替規定) 第9条 法附則第15条から<u>第15条の3の2</u>まで<u>の</u>規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は<u>第349条の3の4から第349条の5</u>まで」とあるのは、「若しくは<u>第349条の3の4から第349条の5</u>まで又は法附則第15条から<u>第15条の3の2</u>まで」</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第9条の2 (略) 2～4 (略)</p>	<p>第9条の2 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 法附則第15条<u>第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条<u>第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条<u>第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条<u>第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>7 法附則第15条<u>第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条<u>第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条<u>第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>8 法附則第15条<u>第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>9 法附則第15条<u>第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条<u>第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条<u>第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条<u>第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条<u>第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>(軽自動車税の税率の特例) 第14条 (略) 2 (略) 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例) 第14条 (略) 2 (略) 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関</p>

の燃料として用いるものに限る。次項
において同じ。) に対する
第69条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合には、
平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

(略)

4 (略)

の燃料として用いるものに限る。以下この条
(第5項を除く。)において同じ。) に対する
第69条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合には、
平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

(略)

4 (略)

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲
げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規
定の適用については、当該軽自動車が平成29年
4月1日から平成30年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には平成30年度
分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30
年4月1日から平成31年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には平成31年
度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲
げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規
定の適用については、当該軽自動車が平成29年
4月1日から平成30年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には平成30年度
分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30
年4月1日から平成31年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には平成31年
度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げ
る三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受
けるものを除く。)に対する第69条の規定の適
用については、当該軽自動車が平成29年4月1
日から平成30年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽
自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月
1日から平成31年3月31日までの間に初回車
両番号指定を受けた場合には平成31年度分の
軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

第14条の2 削除

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第70条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第75条及び第76条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第14条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年

<p>納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは_____、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第19条の3 (略)</p>	<p>第19条の3 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>	<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（_____市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ_____。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第30条の2第1項の規定による申告書 (2) 第30条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第19条の4 (略)</p>	<p>第19条の4 (略)</p>

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第28条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の4第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。)

にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第30条の2第1項の規定による申告書
(2) 第30条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第28条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の4第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以

<p>下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第27条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第27条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
--	--

(2) 呉市都市計画税条例（第2条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>